

総 税 市 第 14 号  
令和 2 年 4 月 1 日

各道府県総務部長  
東京都総務局長 様  
東京都主税局長

総務省自治税務局市町村税課長  
(公印省略)

国のたばこ税及び地方のたばこ税の手持品課税に関する国と地方団体の  
協力について

国と地方団体との税務行政運営上の協力については、「国と地方団体との税務行政運営上の協力について」(昭和 29 年 9 月 20 日自乙府発第 195 号)をはじめとする諸通知に基づき円滑な実施が図られているところです。

本年 10 月 1 日に実施される国のたばこ税及び地方のたばこ税の手持品課税に関しても、上記通知等の趣旨を踏まえ、別添 1 により国と地方団体の相互協力により課税事務を実施することが望ましいことを国税庁と確認していますので、手持品課税の適切な執行に努められますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しましても、この旨周知されるようよろしく申し上げます。

このことについては、国税庁課税部消費税室長から、各国税局課税(第二)部長及び沖縄国税事務所課税部担当次長あて別添 2 のとおり事務連絡が発遣されているので、申し添えます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4(技術的な助言)に基づくものです。

## たばこ税等の手持品課税に関する国と地方団体の協力について

標記について、以下のとおり確認いたします。

### 1 たばこ税等の手持品課税納税申告書の作成

たばこ税等の手持品課税納税申告書（以下「申告書」という。）は、4枚複写（申告者控用、税務署提出用、都道府県提出用、市町村提出用）の統一様式とし、国税庁において必要部数を一括作成する。

### 2 パンフレットの作成

パンフレットは「たばこ税等の手持品課税申告の手引（令和2年10月手持品課税用）」の1種類とし、国税庁において必要部数を一括作成する。

### 3 申告書等の送付

#### (1) 申告書等送付対象者

申告書等は、次の特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者に送付する。ただし、平成30年10月1日から令和2年4月30日までの間に廃業した特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者は除く。

イ 平成30年10月1日実施の手持品課税において申告があった特定販売業者、卸売販売業者及び小売販売業者

ロ 平成30年10月1日から令和2年4月30日までの間に新規に製造たばこの特定販売業の登録を受けた特定販売業者、製造たばこの卸売販売業の登録を受けた卸売販売業者及びたばこ小売販売業の許可を受けた販売業者

#### (2) 申告書等送付対象者名簿

申告書等送付対象者名簿は、国税庁において市町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）別・税務署別に作成する。

#### (3) 送付時期及び送付物

申告書等送付対象者には、おおむね、令和2年8月24日から9月4日までの間に次の書類を郵送する（信書に該当することに留意する。）こととし、封筒の作成、封入及び発送作業については、地方団体において実施する。

郵送料については、国・都道府県・市町村の3者等分負担とする。

イ 申告書 1部（4枚複写）

ロ 納付書 税務署、都道府県、市町村用 各1部

ハ 「たばこ税等の手持品課税申告の手引（令和2年10月手持品課税用）」1部

ニ 「たばこ税等の手持品課税について」（リーフレット）1部

#### 4 広報等の実施

広報、周知については、国税庁ホームページへの掲載のほか、国税庁又は総務省において、大手販売店本社及び業界団体等に対して実施する。

#### 5 申告書の取扱いについて

##### (1) 收受

申告書については、原則として、税務署提出用以外の申告書も、税務署に一括提出するよう納税者に対して広報、周知することとするが、地方団体に提出されたものについては、当該地方団体に収受するものとする。この場合、收受官庁は他の官庁宛の申告書にも収受印を押なすものとする。

ただし、申告書の收受前において、課税標準が0本かつ納付すべき税額が0円となっているものを把握した場合には、記載内容に誤りがないか確認の上、誤りがないときは、申告不要である旨説明し、收受しないこととする。

なお、個人番号に係る本人確認結果については、收受官庁において他の官庁宛の申告書も含めて申告書の整理欄に記入するものとする。

##### (2) 回付

收受官庁は、他の官庁宛の申告書を送付するに当たっては、他の官庁の事務に支障が生じることのないよう十分留意することとする。

#### 6 各地区税務協議会等での協議

上記1から5の確認事項に係る具体的な事務の進め方については、各地区税務協議会等において、円滑な事務の執行が図られるよう協議し、定めることとする。

(別添 2)

課消 5 - 8

令和 2 年 4 月 1 日

各 国 税 局 課 税 ( 第 二 ) 部 長  
沖 縄 国 税 事 務 所 課 税 部 担 当 次 長 殿

国 税 庁 課 税 部 消 費 税 室 長

たばこ税等の手持品課税に関する国と地方団体の協力について

国と地方団体との税務行政運営上の協力については、昭和 29 年 9 月 20 日付官総 1-212「税務行政運営上の協力に関する国税庁と自治庁との了解事項について」をはじめとする通達等に基づき円滑な実施が図られているところである。

本年 10 月 1 日に実施される国のたばこ税及び地方のたばこ税の手持品課税に関しても、上記通達等の趣旨を踏まえ、別添 1 により国と地方団体の相互協力により手持品課税事務を実施することとしているので、地方団体と十分協議を行い、手持品課税の適切な執行に努められたい。

なお、総務省から各都道府県に対し、別添 2 の文書により連絡されているので、念のため申し添える。